

埼玉県下水道サポーター制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県下水道サポーター制度の実施に関して必要な事項を定め、埼玉県下水道局（以下「下水道局」という。）及び公益財団法人埼玉県下水道公社（以下「公社」という。）が実施する流域下水道の普及啓発事業（以下「普及啓発事業」という。）の充実及び円滑な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「下水道サポーター」とは、普及啓発事業に協力する個人のボランティアをいう。

(下水道サポーターの活動内容)

第3条 下水道サポーターは、次に掲げる普及啓発事業のスタッフとして協力するものとする。

- (1) 普及啓発イベント
- (2) 水循環センター施設見学
- (3) 移動下水道教室
- (4) その他普及啓発事業

(下水道サポーターの資格要件)

第4条 下水道サポーターは、次に掲げる要件をすべて満たす個人とする。

- (1) 下水道に興味・関心があり、普及啓発活動に意欲的であること。
- (2) 下水道サポーターとして登録する年度の4月1日において18歳以上であること。
- (3) 営利、宗教、政治、その他第3条に定める下水道サポーター活動以外の活動を目的としないこと。
- (4) 原則として電子メール（携帯電話等によるメールを含む。）による連絡が可能であること。

(下水道サポーターの登録)

第5条 下水道サポーターとして登録を受けようとする者は、様式第1号の応募書を公社に提出するものとする。

- 2 公社は、下水道サポーターとして適当と認めた者を様式第2号の埼玉県下水道サポーター登録名簿に登録するとともに、様式第3号の埼玉県下水道サポーター登録証を交付する。
- 3 下水道サポーターの登録期間は、登録した日から登録した日の属する年の翌々年の3月31日までとする。
- 4 公社は、下水道サポーターとして登録した者について別に定める基準により傷害保険及び損害賠償責任保険に加入する手続を行うものとする。
- 5 公社は、下水道サポーターが次のいずれかに該当したときは、登録を抹消することが

できる。

- (1) 下水道サポーターが登録の辞退を申し出たとき。
- (2) 下水道サポーターが下水道サポーター制度の趣旨に反する行為をしたとき。
- (3) 下水道サポーターとしての適格性を欠くと認められるとき。
- (4) 流域下水道事業及び普及啓発事業の運営を阻害したと認められるとき。

(下水道サポーターの報酬等)

第6条 下水道サポーターに対し、報酬は、支給しない。

2 下水道サポーターの活動に要する交通費、食事代等は、下水道サポーターの負担とする。ただし、前条第4項に規定する保険に係る経費は、公社が負担する。

(個人情報管理)

第7条 この制度の実施に当たり知り得た個人情報は、埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程及び公益財団法人埼玉県下水道公社個人情報保護規程に基づき適正に管理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、下水道サポーター制度の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成24年4月1日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月28日)

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

令和 年 月 日

埼玉県下水道サポーター応募書

(フリガナ) 氏名	性別： 男・女 生年月日： 年 月 日
住所：〒	
電話：	FAX：
E-mail：	

1 確認事項(該当する番号を○で囲んでください。)(記入必須)

■ 別紙「埼玉県下水道サポーター活動に当たっての留意事項」に同意しますか

1 同意する	2 同意しない
--------	---------

■ 希望するサポート活動(いくつでも)

1 イベント	2 施設見学案内	3 移動下水道教室	4 その他 ※
--------	----------	-----------	---------

(※ 具体的に記入)

■ 活動を希望する水循環センター(いくつでも)

1 荒川水循環センター (戸田市)	2 元荒川水循環センター (桶川市)	3 新河岸川水循環センター (和光市)
4 中川水循環センター (三郷市)	5 古利根川水循環センター (久喜市)	

2 下水道サポーター活動でやってみたいこと (具体的にお書きください。)

--

3 特技、資格、活動歴など (簡潔にお書きください。)

--

4 意見・提案など(何でも結構です。自由にお書きください。)

埼玉県下水道サポーター活動に当たっての留意事項

【必ずお読みください】

1 普及啓発事業の目的

埼玉県下水道局及び埼玉県下水道公社が行う流域下水道に関する普及啓発事業は、埼玉県内に居住し又は勤務されている方、下水道を利用されている方に対し、重要なライフラインである下水道の役割や重要性についてもっと知っていただき、下水道事業に対する理解と協力を得て、下水道の普及と適正利用を促進するものです。

2 下水道サポーターの役割

下水道サポーターの皆様には、普及啓発事業の目的を認識していただいた上で、埼玉県下水道局及び埼玉県下水道公社が実施する以下の普及啓発事業（以下「事業」という。）のスタッフとしてサポートしていただくものです。

- ① 荒川・下水道フェスタ（荒川水循環センター）、夏休み親子ホテル観賞会（古利根川水循環センター）などのイベント
- ② 下水道の日施設見学会、県民の日探検ツアー（各水循環センター）などの施設見学会
- ③ 移動下水道教室（小・中学校等）
- ④ 下水道の日作品コンクール（本社）、各市町村イベントへの出展、その他普及啓発事業

3 活動上の注意事項

事業を円滑に実施するためには、事業参加者の安全を最優先とし、心から楽しみ学んでいただくことが重要です。そのために、下水道サポーター活動に当たっては、以下の事項を遵守してください。

(1) 禁止事項

下水道サポーター活動において次の禁止事項は絶対に行わないでください。行った場合には、下水道サポーター登録を抹消する場合があります。

- ① 下水道サポーターとして独自の活動を行うこと。
- ② 流域下水道施設内に埼玉県下水道局又は埼玉県下水道公社の指示なく立ち入ること。
- ③ 営利を目的とした情報収集、営業活動並びに政治、宗教、その他団体等の勧誘、普及など、流域下水道の普及啓発以外の活動を行うこと。
- ④ 活動に当たって知り得た流域下水道事業に関する情報及び埼玉県下水道公社が行う維持管理事業に関する情報（公表されている情報を除く。）並びに個人に関する情報を他人に漏らしたり、不当な目的に使用すること。

(2) 遵守事項

- ① 活動に当たっては、事業を実施する埼玉県下水道局又は埼玉県下水道公社の機関（以下「実施機関」という。）担当者の指示に従ってください。
- ② 公共の施設で行う事業であることを認識し、活動に合った服装・丁寧な言葉遣い・態度について留意し、規律ある行動をしてください。また、喫煙については、実施機関の指示に従ってください。
- ③ 活動をするときは、「埼玉県下水道サポーター登録証」を携帯してください。
- ④ 事業に使用する流域下水道施設や備品等は、丁寧に取り扱いってください。
- ⑤ 貴重品は、自己管理を徹底してください。また、事業参加者や下水道サポーター間での金品の貸し借り等を行わないようにしてください。
- ⑥ 困ったことは、遠慮せずいつでも実施機関担当者に相談してください。
- ⑦ 事業参加者から、住所、氏名、電話番号、メールアドレス、その他個人の情報の聞き取りはしないようにしてください。
- ⑧ 事故防止に努めてください。なお、活動中の事故については、速やかに実施機関担当者に報告してください。
- ⑨ 活動において問題が発生し又は問題のある事象を発見したときは、直接対応を避け（人命等の安全確保のため、直ちに対応する必要がある場合を除く。）、速やかに実施機関担当者又は最寄りの実施機関の職員に連絡してください。
- ⑩ あらかじめ出席すると連絡した場合において欠席又は遅刻するときは、速やかに連絡してください。
- ⑪ 下水道サポーター相互の活動に理解を深め、協力し合うように心がけてください。

4 報酬等について

下水道サポーター活動に対する報酬、交通費、食費その他金品の支給はありません。

5 その他

- ① 故意又は過失により埼玉県下水道局若しくは埼玉県下水道公社又は第三者に損害を与えたときは、下水道サポーターがその損害の賠償責任を負うことになります。
- ② 活動に際しては、傷害保険及び損害賠償責任保険に加入していただきます。なお、当該保険に係る加入手続は、埼玉県下水道公社で行い、当該保険に関する費用は埼玉県下水道公社が負担します。
- ③ 応募書記載の個人情報、実施機関からの連絡と保険の加入のため、実施機関及び保険会社へ提供します。
- ④ 住所、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等が変更になった場合は、公社に届け出てください。
- ⑤ 下水道サポーターを辞退するときは、公社に届け出てください。

様式第3号(第5条関係)

(表)

	<h1>埼玉県下水道サポーター 登録証</h1> 
<p>写 真</p> <p>(3.0×2.5 cm)</p>	登録番号
	氏 名
	埼玉県下水道サポーターであることを証明する。
	発行日 年 月 日
	有効期限 年 月 日
	埼玉県下水道局・公益財団法人埼玉県下水道公社

(裏)

- 1 記載事項を変更したものは無効です。
- 2 この登録証は、他人に譲与又は貸与してはいけません。
- 3 サポーターを辞退するとき又は登録を抹消されたときは、この登録証を返納してください。

備 考 登録証の大きさは、縦 6.0 cm 横 9.5 cmとする。